

○東北大学におけるGPA制度に関する申し合わせ

令和2年3月3日

学務審議会

改正 令和4年3月7日学務審議会

(目的)

第1条 この申し合わせは、東北大学（以下「本学」という。）におけるGPA（Grade Point Average）制度に関し必要な事項を定めることにより、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に資するとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的とする。

(GPAの活用)

第2条 GPAの活用方法は、履修上限単位数設定や修学指導のほか、各学部・研究科の裁量により定めることができる。

(評価及びGP)

第3条 各学部・研究科規程、各学部・研究科履修内規、全学教育科目等規程及び大学院共通科目規程に定める成績の評価（以下「評価」という。）に与えられるGP（Grade Point）は、次表のとおりとする。

| 成績の評価 | | GP |
|-------|--------|-----|
| 5段階評価 | 素点 | |
| AA | 100—90 | 4.0 |
| A | 89—80 | 3.0 |
| B | 79—70 | 2.0 |
| C | 69—60 | 1.0 |
| D | 59—0 | 0.0 |

(GPAの種類と算出方法)

第4条 当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「学期GPA」という。）並びに課程在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「累積GPA」という。）の二種類とする。

2 学期GPA及び累積GPAの計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

一 学期GPAの計算式

学期GPA＝（当該学期に評価を受けた授業科目のGP×当該授業科目の単位数）の合計／当該学期に評価を受けた授業科目の単位数の合計

二 累積GPAの計算式

累積GPA＝（課程在学中における全期間に評価を受けた授業科目のGP×当該授業科目の単位数）の合計／課程在学中における全期間に評価を受けた授業科目の単位数の合計

(GPA対象授業科目)

第5条 GPA対象授業科目は、第3条によりGPが与えられる評価によって成績認定される授業科目

とする。

2 GPAの算定にあたっては、GPA対象授業科目のうちから、各学部・研究科においてGPA利用の目的に照らし、適切な方法をもって選択し、または除外することができる。

3 第5条第1項の規定にかかわらず、次の授業科目については、学期GPA及び累積GPA対象科目から除くものとする。

一 所定の期日までに学生から履修取消の申し出があり、履修取消を許可した授業科目

二 学務審議会委員長、学部長又は研究科長、若しくは学科長又は専攻長が指定した授業科目
(成績証明書への記載)

第6条 学期GPA及び累積GPAは、原則として成績証明書に記載しない。ただし、留学等の目的で、成績証明書提出先からGPAの記載を求められたときは、累積GPA、単位を修得できなかった授業科目の評価、本学の評価区分及びGPA算出方法を併せて記載するものとする。

(成績評価の厳格化)

第7条 学務審議会及び学務審議会科目委員会は、「全学教育科目の成績評価ガイドライン」に基づき全学教育科目の適正な評価の推進に努める。学部・研究科は、これに準じて各学部・研究科において適切な成績評価の推進に努める。

(雑則)

第8条 この申し合わせに定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、学務審議会教務委員会の議を経て、学務審議会が別に定める。

附 則

1 この申し合わせは、令和2年3月3日から施行する。

2 この申し合わせの成立をもって、「東北大学学士課程におけるGPA制度に関する申し合わせ(平成26年9月8日 学務審議会)」を廃止する。

附 則(令和4年3月7日改正)

この申し合わせは、令和4年4月1日から施行する。